

平成23年度
寒川町国民健康保険運営協議会（第5回）会議次第

日時：平成24年2月13日（月）

午後1時から

場所：議会第1会議室

1. 開会

2. 議題

（1）平成23年度国保特別会計補正予算（案）について

（2）平成24年度国保特別会計予算（案）について

（3）一部負担金減免要綱（案）について

（4）国民健康保険料の不納欠損処分について

（5）その他

3. 閉会

平成23年度国保特別会計補正予算（案）について

1. 補正の目的

23年度保険料確定に伴い、低所得者層の補填財源を増額するため。

2. 補正予算額

(歳入)

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

1 目 一般被保険者国民健康保険料

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	備 考
1 現年分	1,324,591	△7,190	1,317,401	
計	1,324,591	△7,190	1,317,401	

9 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	備 考
1 保険基盤安定繰入金	115,518	6,197	121,715	
4 財政安定化支援事業繰入金	15,727	993	16,720	
計	403,976	7,190	411,166	

1. 補正の目的

神奈川県国保連合会のシステム改修費用の増加にともない、各保険者の拠出する負担金に変更になるため。

2. 補正予算額

(歳入)

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 目 財政調整交付金

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	備 考
1 財政調整交付金	30,075	1,553	31,628	
計	30,075	1,553	31,628	

(歳出)

1 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	備 考
19 負担金補助及び交付金	5	1,553	1,558	
計	5	1,553	1,558	

1. 補正の目的

国保財政調整基金の利息分確定見込額の追加のため。

2. 補正予算額

(歳入)

8 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 目 利子及び配当金

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	備 考
1利子及び配当金	10	45	55	

(歳出)

9 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 目 保険給付基金積立金

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	備 考
25 積立金	151,489	45	151,534	

平成24年度国保特別会計予算（案）について

平成24年度国保事業特別会計の概要

平成24年度予算、歳入歳出の総額は5,332,907千円で、前年度当初予算額と比較して1.14%、60,021千円の増加となりました。

<歳入>

1. 国民健康保険料

今年度における国民健康保険事業に要する費用は、国庫負担金等で賄われる部分を除き、国保法第76条に基づき被保険者から徴収するものです。

○医療給付分

医療給付費分は、被保険者全員に賦課されます。医療分の基礎となる医療費は給付実績をもとに推計しています。

○後期高齢者支援分

後期高齢者支援金分は歳出の「後期高齢者支援金」により、被保険者全員に賦課されます。

○介護分

介護納付金分は、40歳から64歳の被保険者に賦課され、基礎となるものは歳出の「介護納付金額」になります。

2. 国庫支出金

○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、国が定率で負担するものですが、率は34%が平成24年後から32%に変更されています。前期高齢者交付金分は控除されます。

○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している「高額医療費共同事業拠出金」の1/4を国が負担します。

○特定健康診査等負担金

特定健康診査に対する負担金で、受診費用を国の基準単価で算出しその3分の1を国庫で負担するものです。

○財政調整交付金

定率では、普通調整交付金7%、特別調整交付金2%ですが、町では調整を受け、

全額は交付されていません。

3. 療養給付費等交付金

退職被保険者分の医療費などに充当される交付金です。この交付金は、退職被保険者分の医療費などの費用額から、退職被保険者分の保険料を差し引いた、残りの金額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

4. 前期高齢者交付金

65歳以上の被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。20年度からの制度改正によって創設された交付金です。

概略は、前々年度の医療費実績や被保険者数に、国が決めた伸び率を乗じ、当年度の概算分として交付され、2年後に清算されます。

5. 県支出金

○高額医療費共同事業負担金・特定健康診査負担金
国庫支出金と同様です。

○特定健診等負担金
国庫支出金と同様に県も健診費用の3分の1を負担します。

○都道府県財政調整交付金
国の療養給付費負担金と同様に一般被保険者の医療費や、後期高齢者支援金・介護納付金などが算定の基礎となります。平成24年度から普通調整交付金が6%から8%に変更になります。

6. 共同事業交付金

高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業からの交付金です。歳出の拠出金の金額から、過去の実績をもとに推計します。

7. 繰入金

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

○保険基盤安定繰入金

軽減分は、低所得者層の保険料を法定で軽減した場合に、その軽減部分を県が4分の3、町が4分の1補填するものです。

支援分は、軽減対象の被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費（国2分の1、県が4分の1）で支援するものです。

○職員給与費等

人件費のほか、国保事務経費等が含まれます。24年度はコンビニ収納を実施するための費用を見込んでいます。

○出産育児一時金等繰入金

歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものです。

○財政安定化支援事業繰入金

低所得者や高齢者が多いなど、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由による国保財政への影響を勘案して算定した額を国が交付税措置で補助し、係る費用を繰り入れるものです。

○その他一般会計繰入金

保険料の額を算定する際、歳出の医療給付費に対して、国庫や県費、支払基金交付金等の歳入を差し引いて足りない部分を保険料で賄いますが、医療給付費や後期支援金、介護納付金は年々増加をしております。保険料の大幅な上昇を抑制するためにその他繰入金を計上しています。

基金繰入金

一般会計の予算編成も大変厳しい状況から、国保財政運営のため、国保財政調整基金の活用をすることといたしました。

8. 繰越金

前年度のからの繰越金です。

そのほか、歳入には、延滞金、第三者納付金、返納金、指定公費負担医療立替金、証明手数料等があります。

<歳 出>

1. 総務費

総務費の内容は、人件費などの国保運営事業事務経費のほか、国保連合会への負担金や共同電算委託料、賦課徴収費などが含まれます。

2. 保険給付費

いわゆる「医療費」に当たるもので、歳出全体の約70%が保険給付費です。被保険者の高齢化や医療技術の向上により、年々医療費は増えてきています。

○療養諸費

療養給付費は、医療機関に現物給付される医療費で、外来、入院、歯科、調剤費用などがあります。療養費は、現金給付の部分で主にあんま、はりなどやコルセットなどの治療装具の代金、また、被保険者証を提示せず受療した際の給付などです。

○高額療養費

世帯ごとに決められた限度額を超えて被保険者が支払った医療費の一部を支給するものです。申請により支給しますが、町では月ごとに計算し、該当者した被保険者に通知しています。

○高額・介護合算療養費

21年度から開始され、医療分と介護保険の自己負担分の合計で判定するものです。

○出産育児一時金

支給額は21年10月より、少子化対策として42万円に引き上げられています。

○移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送された場合の費用補填を行うものです。

3. 老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年度から廃止となり、過誤調整等の精算分のみとなっています。

4. 介護納付金

国から全国の保険者共通の単価が示され、40歳から64歳の被保険者数に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

5. 後期高齢者支援金等

老人保健制度に変わり創設された、後期高齢者医療制度への支払いです。介護納付金と同様に、全国平均の計算係数により支援金の額が算定されます。

6. 前期高齢者納付金等

後期高齢者支援金等と同じく、「高齢者の医療の確保に関する法律」で規定されたもので、各保険者の加入者のうち、65歳以上の前期高齢者の割合が大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うことになります。高齢者の加入割合が多い市町村国保は交付金を受けることになり歳入で交付金を見込んでいます。交付金を受けていながら納付金を払うのは、過大な納付金になる保険者の、その過大になった部分を全保険者で按分し納付するため、受け取る交付金と相殺されないため歳出科目に計上してあります。

7. 共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金が主なものです。

高額医療費共同事業は、1件80万円以上の高額な医療費の59%を市町村の拠出金で交付し、国及び県でも市町村拠出金の4分の1に相当する額を負担します。

保険財政共同安定化事業は、1件30万円以上の医療費のうち、8万円を超え80万円までの部分の59%を交付金で交付されます。

8. 保健事業費

○保健衛生普及費

制度広報費は、国保制度の周知のための費用で、広報資料、エイズパンフレット、ジェネリック薬品パンフレット等の購入費です。また、医療費通知を年6回、今年度新規としてジェネリック医療費差額通知を年2回送付予定としており、この郵送料も計上しています。

○特定健康診査・保健指導事業費

20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導に係る費用は、受診率等を見込み算定しています。

9. 基金積立金

国保事業安定のための財政調整基金への積立金です。

10. 公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入をする際の利息です。

11. 諸支出金

○一般被保険者過年度保険料還付金

前年度の日付まで遡って資格を喪失した時などに還付となる保険料の予算です。

○指定公費負担医療立替金

70歳以上の被保険者については、法律上2割負担ですが、国の負担で1割としていたため、現金給付となった場合に、いったん保険者が負担するための予算です。なお、指定公費負担医療立替金の財源は、指定公費負担医療立替交付金として同額が計上されています。

12. 予備費

医療費等の歳出額は推計であり、急激な医療費高騰時等に備えるものです。ある程度の予備費は確保したいが、保険料に影響するため考慮して算定します。

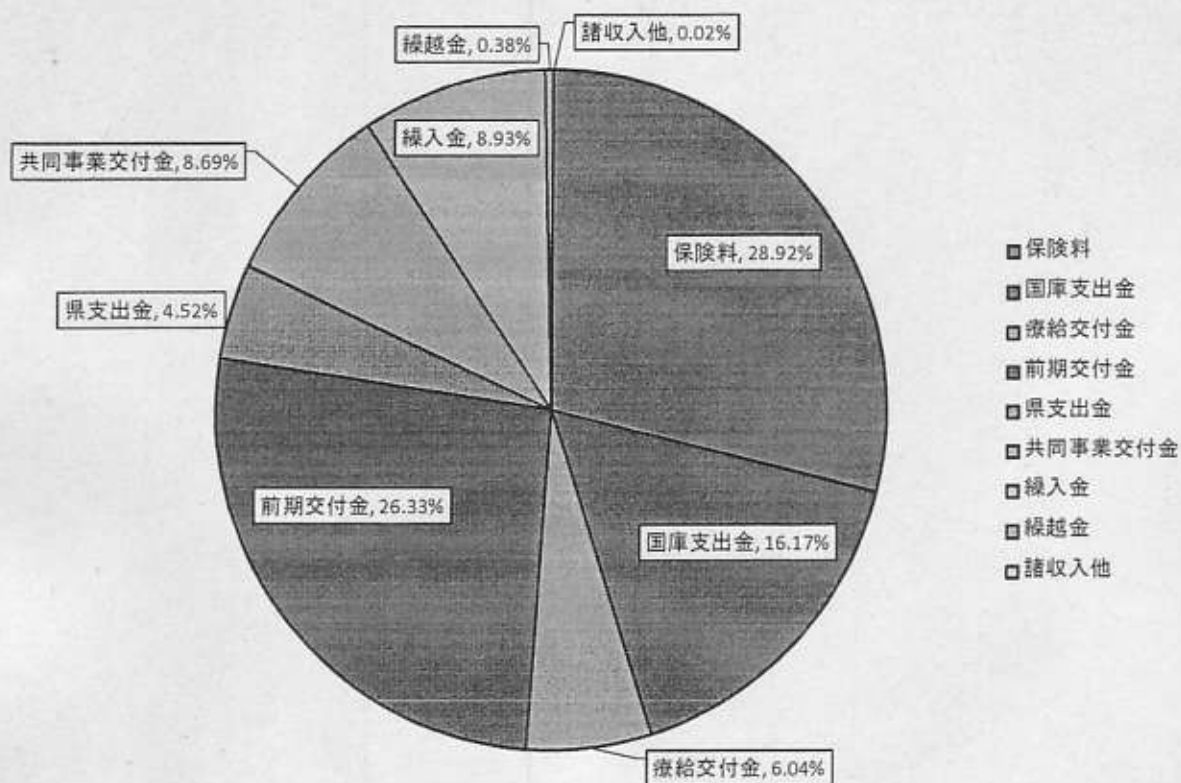
H24.歳入歳出・充当一覧の歳入・歳出
歳入

		23年度当初予算額	差額	増減割合
国民健康保険料	1,542,061,000円	1,587,122,000円	△45,061,000円	△2.84%
一般	1,387,042,000円	1,448,191,000円	△61,149,000円	△4.22%
現年度	1,316,142,000円	1,400,591,000円	△84,449,000円	△6.03%
医療	911,738,000円	957,693,000円	△45,955,000円	△4.80%
支援金	307,357,000円	329,153,000円	△21,796,000円	△6.62%
介護	97,047,000円	113,745,000円	△16,698,000円	△14.68%
滞納繰越分	70,900,000円	47,600,000円	23,300,000円	48.95%
医療	49,300,000円	32,800,000円	16,500,000円	50.30%
支援金	15,000,000円	10,900,000円	4,100,000円	37.61%
介護	6,600,000円	3,900,000円	2,700,000円	69.23%
退職	155,019,000円	138,931,000円	16,088,000円	11.58%
現年度	153,619,000円	137,231,000円	16,388,000円	11.94%
医療	93,317,000円	81,190,000円	12,127,000円	14.94%
支援金	32,716,000円	30,104,000円	2,612,000円	8.68%
介護	27,586,000円	25,937,000円	1,649,000円	6.36%
滞納繰越分	1,400,000円	1,700,000円	△300,000円	△17.65%
医療	1,000,000円	1,100,000円	△100,000円	△9.09%
支援金	200,000円	400,000円	△200,000円	△50.00%
介護	200,000円	200,000円	0円	同額
国庫支出金	862,570,000円	934,655,000円	△72,085,000円	△7.71%
療養給付費等負担金	793,503,000円	871,314,000円	△77,811,000円	△8.93%
高額医療費共同事業負担金	29,530,000円	25,488,000円	4,042,000円	15.86%
特定健診・保健指導負担金	9,258,000円	6,818,000円	2,440,000円	35.79%
財政調整交付金	30,269,000円	30,075,000円	194,000円	0.65%
普通調整交付金	30,000,000円	30,000,000円	0円	同額
特別調整交付金	269,000円	75,000円	194,000円	258.67%
出産育児一時金補助金	10,000円	960,000円	△950,000円	△98.96%
療養給付費等交付金	322,251,000円	320,732,000円	1,519,000円	0.47%
前期高齢者交付金	1,404,154,000円	1,298,899,000円	105,255,000円	8.10%
県支出金	241,067,000円	183,190,000円	57,877,000円	31.59%
高額医療費共同事業負担金	29,530,000円	25,488,000円	4,042,000円	15.86%
特定健診等負担金	9,258,000円	6,818,000円	2,440,000円	35.79%
都道府県財政調整交付金	202,279,000円	150,884,000円	51,395,000円	34.06%
普通調整交付金	177,415,000円	137,585,000円	39,830,000円	28.95%
特別調整交付金	24,864,000円	13,299,000円	11,565,000円	86.96%
共同事業交付金	463,402,000円	521,345,000円	△57,943,000円	△11.11%
高額医療費共同事業交付金	90,954,000円	99,912,000円	△8,958,000円	△8.97%
保険財政共同安定化交付金	372,448,000円	421,433,000円	△48,985,000円	△11.62%
利子及び配当金	10,000円	10,000円	0円	同額
繰入金	476,194,000円	416,286,000円	59,908,000円	14.39%
一般会計繰入金	428,694,000円	416,286,000円	12,408,000円	2.98%
保健基盤安定繰入金	130,862,000円	115,518,000円	15,344,000円	13.28%
軽減分	100,572,000円	89,754,000円	10,818,000円	12.05%
支援分	30,290,000円	25,764,000円	4,526,000円	17.57%
職員給与費	97,658,000円	93,222,000円	4,436,000円	4.76%
出産一時金	25,760,000円	26,240,000円	△480,000円	△1.83%
財政安定化	16,720,000円	15,727,000円	993,000円	6.31%
その他繰入	157,694,000円	165,579,000円	△7,885,000円	△4.76%
基金繰入金	47,500,000円	0円	47,500,000円	新規
繰越金	20,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	100.00%
諸収入	1,195,000円	644,000円	551,000円	85.56%
一般延滞金	500,000円	10,000円	490,000円	4,900.00%
退職延滞金	1,000円	1,000円	0円	同額
預金利子	1,000円	1,000円	0円	同額
雑入	513,000円	512,000円	1,000円	0.20%
一般第三者納付金	500,000円	500,000円	0円	同額
退職第三者納付金	1,000円	1,000円	0円	同額
一般返納金	10,000円	10,000円	0円	同額
退職返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
老健拠出金返還金	1,000円	0円	1,000円	新規
指定公費負担医療立替交付金	180,000円	120,000円	60,000円	50.00%
証明手数料	3,000円	3,000円	0円	同額
歳入合計	5,332,907,000円	5,272,886,000円	60,021,000円	1.14%

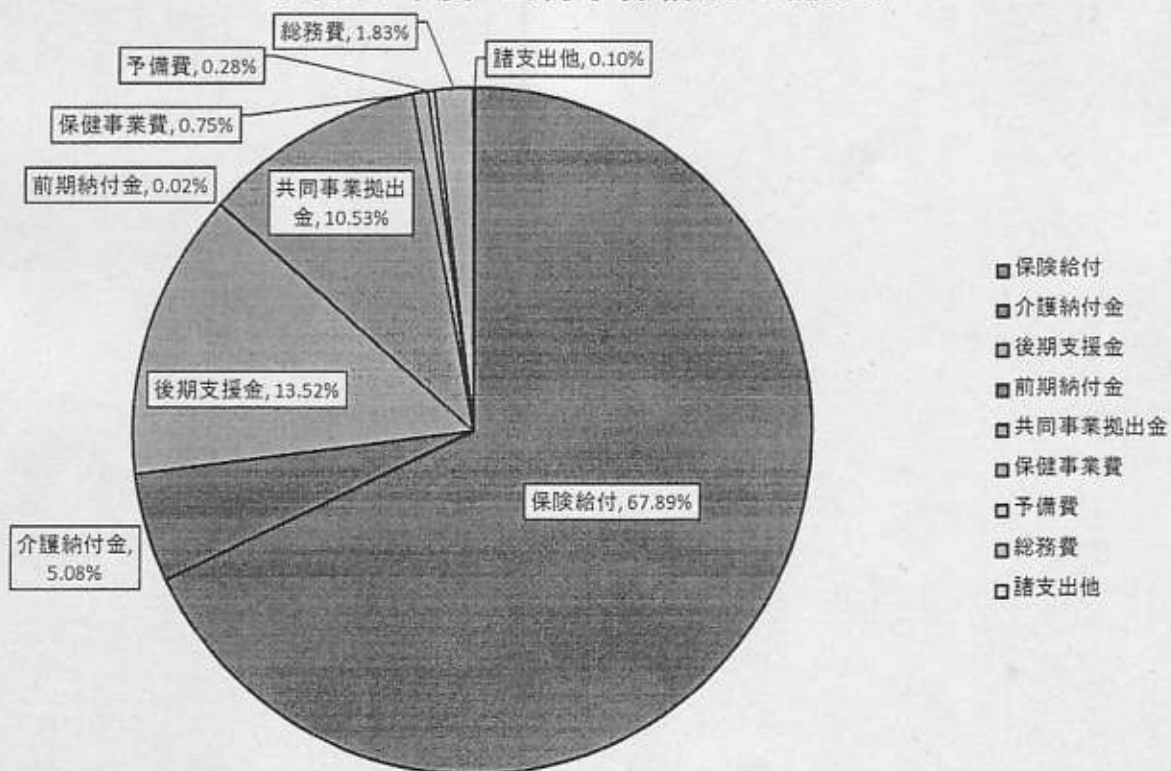
歳出

		23年度当初予算額	差額	増減割合
総務費	97,857,000円	93,227,000円	4,630,000円	4.97%
総務管理費	74,437,000円	74,531,000円	△94,000円	△0.13%
職員給与費	65,159,000円	60,416,000円	4,743,000円	7.85%
国保運営事業	3,592,000円	7,857,000円	△4,265,000円	△54.28%
診療報酬共同電算委託	5,331,000円	5,903,000円	△572,000円	△9.69%
連合会負担金	355,000円	355,000円	0円	同額
賦課徴収費	23,015,000円	18,291,000円	4,724,000円	25.83%
運営協議会費	405,000円	405,000円	0円	同額
保険給付費	3,620,502,000円	3,661,298,000円	△40,796,000円	△1.11%
療養諸費	3,219,775,000円	3,219,978,000円	△203,000円	△0.01%
一般療養給付費	2,882,708,000円	2,885,795,000円	△3,087,000円	△0.11%
退職療養給付費	273,464,000円	277,967,000円	△4,503,000円	△1.62%
一般療養費	47,556,000円	41,993,000円	5,563,000円	13.25%
退職療養費	4,120,000円	2,276,000円	1,844,000円	81.02%
審査支払手数料	11,927,000円	11,947,000円	△20,000円	△0.17%
高額療養費	355,865,000円	394,798,000円	△38,933,000円	△9.86%
一般高額療養費	319,956,000円	351,062,000円	△31,106,000円	△8.86%
退職高額療養費	35,909,000円	43,736,000円	△7,827,000円	△17.90%
高額・介護合算	1,200,000円	1,200,000円	0円	同額
一般高額介護合算療養費	1,000,000円	1,000,000円	0円	同額
退職高額介護合算療養費	200,000円	200,000円	0円	同額
移送費	2,000円	2,000円	0円	同額
一般移送費	1,000円	1,000円	0円	同額
退職移送費	1,000円	1,000円	0円	同額
出産育児諸費	38,660,000円	40,320,000円	△1,660,000円	△4.12%
葬祭諸費	5,000,000円	5,000,000円	0円	同額
老人保健拠出金	31,000円	374,000円	△343,000円	△91.71%
老健医療費拠出金	1,000円	338,000円	△337,000円	△99.70%
老健事務費拠出金	30,000円	36,000円	△6,000円	△16.67%
介護納付金	271,044,000円	257,666,000円	13,378,000円	5.19%
後期高齢者支援金等	720,931,000円	671,804,000円	49,127,000円	7.31%
後期高齢者支援金	720,877,000円	671,693,000円	49,184,000円	7.32%
事務費拠出金	54,000円	65,000円	△11,000円	△16.92%
病床転換支援金（事務費含む）	0円	46,000円	△46,000円	△100.00%
前期高齢者納付金	867,000円	1,949,000円	△1,082,000円	△55.52%
前期高齢者納付金	814,000円	1,884,000円	△1,070,000円	△56.79%
前期高齢者関係事務費拠出金	53,000円	65,000円	△12,000円	△18.46%
共同事業拠出金	561,517,000円	545,569,000円	15,948,000円	2.92%
高額医療費拠出金	118,123,000円	101,952,000円	16,171,000円	15.86%
その他共同事業拠出金（年金）	3,000円	3,000円	0円	同額
保険財政共同安定化事業拠出金	443,391,000円	443,614,000円	△223,000円	△0.05%
保健事業費	39,895,000円	30,346,000円	9,549,000円	31.47%
保健衛生普及費	1,518,000円	1,431,000円	87,000円	6.08%
制度広報	205,000円	218,000円	△13,000円	△5.96%
医療費通知	1,313,000円	1,213,000円	100,000円	8.24%
特定健康診査等事業費	38,377,000円	28,915,000円	9,462,000円	32.72%
特定健康診査事業費	38,095,000円	28,633,000円	9,462,000円	33.05%
保健指導事業費	282,000円	282,000円	0円	同額
基金積立金	10,000円	10,000円	0円	同額
公債費（借入金利息）	300,000円	300,000円	0円	同額
諸支出金	4,953,000円	3,343,000円	1,610,000円	48.16%
一般還付金	4,520,000円	3,020,000円	1,500,000円	49.67%
退職還付金	251,000円	201,000円	50,000円	24.88%
療給負担金返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
療養交付金返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
指定公費負担医療立替金	180,000円	120,000円	60,000円	50.00%
予備費	15,000,000円	7,000,000円	8,000,000円	114.29%
歳出合計	5,332,907,000円	5,272,886,000円	60,021,000円	1.14%
歳入合計	5,332,907,000円			
歳出合計	5,332,907,000円			
差し引き	0円			

平成24年度 当初予算構成比(歳入)



平成24年度 当初予算構成比(歳出)

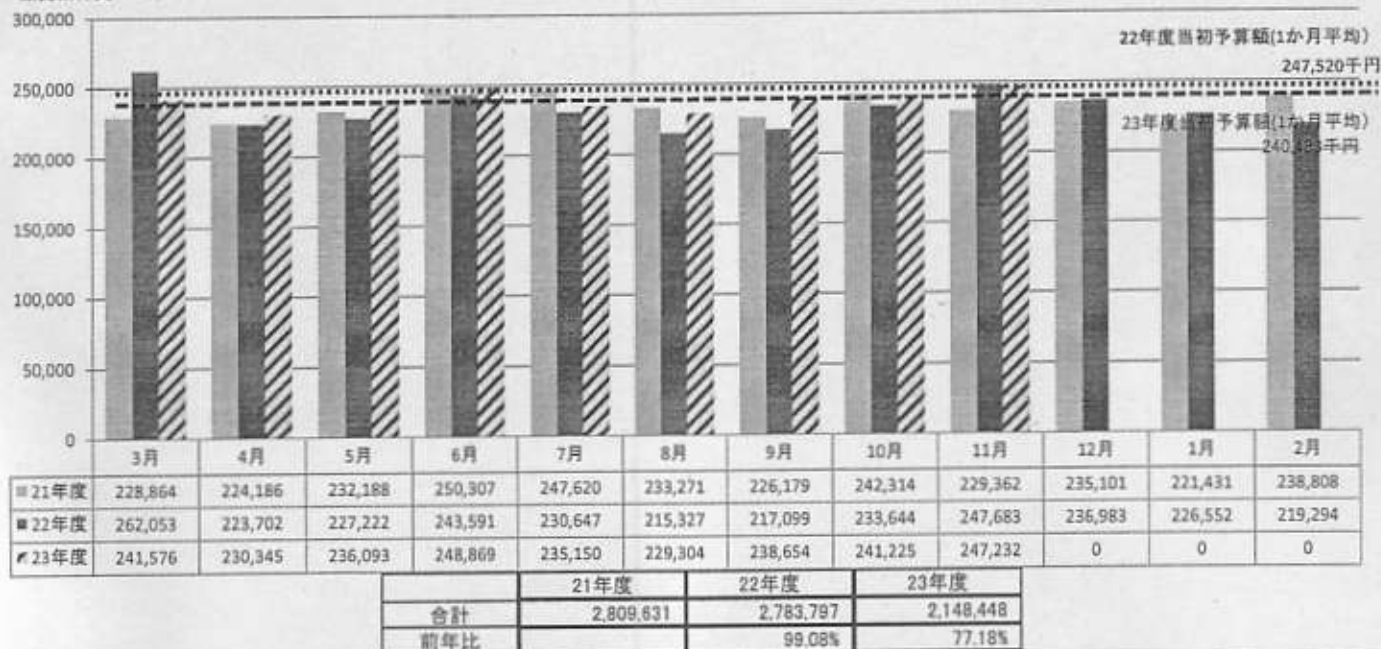


医療費の動向（一般被保険者分）

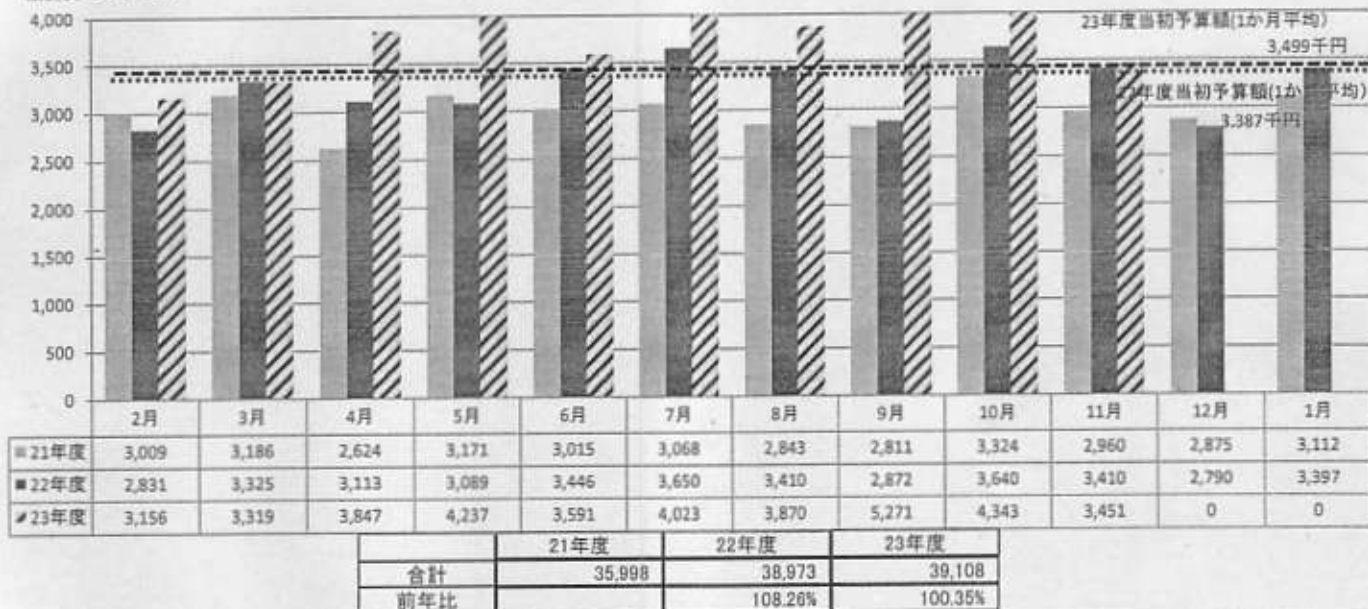
----- 23年度 当初予算額(1か月平均)

..... 22年度 当初予算額(1か月平均)

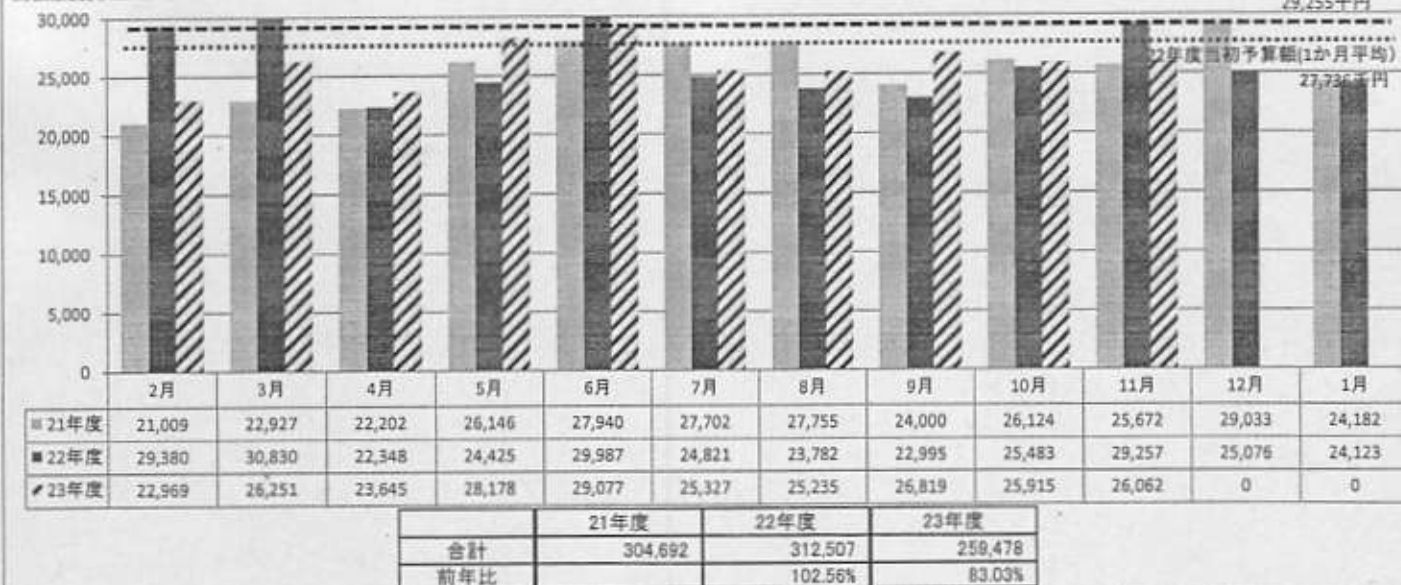
療養給付費(金額:千円)



療養費(金額:千円)



高額療養費(金額:千円)



一部負担金減免要綱（案）について

寒川町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定により、町が行う国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実収月額とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- （2） 基準生活費とは、一時扶助を除く生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生労働省告示第158号）に規定する生活扶助基準額、教育扶助基準額、住宅扶助基準額より算出した合算額をいう。
- （3） 一部負担金所要額とは、当該傷病及び負傷につき、当該医療機関等に支払うべき一部負担金の額及び見込まれる一部負担金の額をいう。ただし、療養費は対象外とする。

（他法他制度の活用）

第3条 他の法律や制度の適用を受けることにより、一部負担金の減免等の措置を受けなくても済むと推定されるときは、町長は先ずその活用を図るように指導しなければならない。

2 一部負担金の減免等を受けようとする者は、前項の指導に従わなければならない。従わないときは、町長は申請を不承認とすることができる。

（対象）

第4条 一部負担金の減免等の対象は、世帯主（擬制世帯主を含む。）及び被保険者（以下「世帯」という。）が、次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる世帯とする。

- （1） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、居住する家屋が半壊以上若しくは半壊以上の損害を受け、又は生活の本拠となる資産についてこれに準ずる重大な損害を受けたとき。
- （2） 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- （3） 事業又は業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。
- （4） 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減額)

第5条 一部負担金の減額は、前条第1項第2号から第4号に該当する世帯であって、次の各号のいずれにも該当するときに行うことができる。

(1) 当該世帯の実収月額合計が、基準生活費に115パーセントを乗じて得た額を超え、かつ、基準生活費の130パーセントを乗じて得た額以下のとき。

(2) 預貯金の額が基準生活費の3箇月以下のとき。

2 前項において減額割合は、減額の対象となる一部負担金の2割、4割、6割、8割のいずれかとし、その算定は当該世帯の実収月額と基準生活費及び一部負担金所要額から次の算定式等により行う。この場合において、医療費充当額が一部負担金所要額以上である場合は、減額の対象としない。

(1) $\text{実収月額} - (\text{基準生活費} \times 1.15) = \text{医療費充当額}$

(2) $\text{一部負担金所要額} - \text{医療費充当額} = \text{一部負担金減額金額}$

(3) $\text{一部負担金減額金額} \div \text{一部負担金所要額} = \text{一部負担金算定減額割合}$

3 一部負担金の減額は、前項の規定により算出された一部負担金算定減額割合により次表のとおり減額割合を一部負担金に乗じて得た額とする。

一部負担金算定減額割合	一部負担金の減額割合
40%未満	2割
40%以上60%未満	4割
60%以上80%未満	6割
80%以上	8割

(免除)

第6条 一部負担金の免除は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

(1) 第4条第1項第1号に該当したとき。

(2) 第4条第1項第2号から第4号に該当し、当該世帯の実収月額合計が基準生活費に115パーセントを乗じて得た額以下であって、預貯金の額が基準生活費の3箇月以下のとき。

(徴収猶予)

第7条 一部負担金の徴収猶予は、前2条に該当する世帯であって、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

(1) 次条第4項に定める徴収猶予すべき期間内に収入が生ずることが確実であるが、現在一部負担金の支払いが困難なとき。

(2) 傷病が治癒又は軽快に至れば資力が回復し、一部負担金の徴収が可能であるとき。

(期間)

第8条 減免等の期間は暦月を単位とし、減免等の開始日が月の途中であっても当該月を1月と算定し、減免等の最終日は当該期間終了月の末日とする。

2 一部負担金の減額及び免除の期間は申請月を含めて12月につき3月以内とする。

- 3 前項の規定にかかわらず同一事由により当該期間を超えて減額または免除の必要があると町長が認める場合は、当該世帯主の申請に基づきさらに3月以内の期間を限度として延長することができる。
- 4 一部負担金の徴収猶予の期間は3月以内の一部負担金所要額について、6月以内の期間を限って行うものとする。

(申請)

第9条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主は、あらかじめ町長に対し「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」(第1号様式)及び「同意書」(第2号様式)に必要事項を記載のうえ、次に掲げる申請の理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

2 前項の理由を証明する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に該当する場合にあっては、り災証明書等
- (2) 第4条第1項第2号から第4号に該当する場合にあっては、「収入申告書」(第3号様式)、「家賃・間代・地代証明書」(第4号様式)、「資産申告書」(第5号様式)及びその他町長が必要と認める書類

2 申請は、事前申請を原則とする。ただし、急病その他緊急やむを得ないと認められる理由により、あらかじめ当該申請をすることができなかったときは、当該申請をすることができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(審査)

第10条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて法第113条の規定に基づき世帯主に対して文書その他の物件提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。また、法第113条の2の規定に基づき資産若しくは収入の状況について官公署に対し、必要な資料の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 前項の規定において、世帯主及び被保険者が非協力的又は消極的であるため適確な審査をすることが困難なときには申請を不承認とすることができる。

(通知)

第11条 町長は、第9条の申請について、承認、又は承認しない決定を行ったときは、「国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予、承認・不承認決定通知書」(第6号様式)により世帯主に通知し、承認したものについては、世帯主に対し「一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書(以下「証明書」という。)」(第7号様式)を交付する。証明書は、減免については、1月ごとに発行し、承認期間が2月以上の場合には証明書番号は枝番を使用する。

2 前項の証明書の交付を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受けようとするときは、被保険者証等に証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(取り消し及び変更)

第12条 町長は、一部負担金の減免等の措置を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 資力の回復、その他の事情が変化したことにより、一部負担金の減免等の措置を行うことが不適当であると認められるとき、又は減免等の決定内容を変更する必要があると認められるとき。
- (2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により一部負担金の減免等の措置を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により一部負担金の減免等の決定を取り消し、又は変更したときは、世帯主及び保険医療機関等にその旨を通知(第8号様式及び第9号様式)し、支払いを免れた一部負担金を当該世帯主から徴収するものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

一部負担金 減額免除申請書
徴収猶予

年 月 日

寒川町長

申請者 住 所
(世帯主) 氏 名
電話番号

印

次のとおり関係書類を添えて申請します。

世帯の状況	氏 名	世帯主との 続柄	生年月日	職業 (勤務先)
		世帯主	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
減免等を受けようとする理由				

同 意 書

年 月 日

寒川町長

住 所
申請者氏名
(世帯主氏名)

印

寒川町国民健康保険一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定又はこれらの措置の実施のために必要があるときは、私の世帯の資産及び収入につき、寒川町が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、寒川町の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えても構いません。

同意する調査等

預貯金調査、生命保険調査、課税所得調査、雇用先調査、年金・給付等調査、その他（ ）

第3号様式（第9条関係）

（表）

収入申告書

寒川町長

年 月 日

申請者 住所
(世帯主) 氏名

印

私の世帯の収入の内訳は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入（有・無）

収入のある者の氏名	仕事内容、勤務先名等	収入の種類	収入の額等（円）				
			項 目	当月分 (見込)	申請月前3月分		
					月分	月分	月分
			収入額				
			必要経費の額				
			必要経費の内容				
			就労日数				
			収入額				
			必要経費の額				
			必要経費の内容				
			就労日数				
			収入額				
			必要経費の額				
			必要経費の内容				
			就労日数				
			収入額				
			必要経費の額				
			必要経費の内容				
			就労日数				
			収入額				
			必要経費の額				
			必要経費の内容				
			就労日数				

(裏)

2 年金、手当等による収入 (有・無)

収入のある者の氏名	収入の種類	収入の額等(円)			
		当月分 (見込)	申請月前3月分		
			月分	月分	月分

3 その他の収入 (有・無)

収入の種類	収入の内容	収入の額等(円)			
		当月分 (見込)	申請月前3月分		
			月分	月分	月分
生命保険の給付金					
財産収入(不動産の賃貸借料等)					
仕送り					
その他					

備考

- 「1 働いて得た収入」、「2 年金、手当等による収入」及び「3 その他の収入」は、該当する収入ごとにその有無について○で囲み、各収入の内容について必要事項を記入してください。
- 「1 働いて得た収入」の「収入の種類」は、給与、日雇、内職、農業、事業等の収入の種類ごとに記入してください。
- 「1 働いて得た収入」の「必要経費の額」の欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 「2 年金、手当等による収入」の「収入の種類」は、国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入の種類ごとに記入してください。
- 記載内容が書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記載してください。別紙に記載した場合は、この申告書に添付してください。
- 収入ごとに、収入を証明する書類(給与明細書、各種支払通知書等)を必ずこの申告書に添付してください。添付する書類は、その写しも可とします。
- 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定又は実施のため必要があるときは、国民健康保険法第113条の2の規定に基づき、関係先へ調査することがあります。
- 偽りその他不正な行為により、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を受けた場合、国民健康保険法第65条第1項の規定により、支払を免れた一部負担金の額の全部又は一部を徴収することがあります。

第4号様式（第9条関係）

家賃・間代・地代証明書

年 月 日

寒川町長

申請者 住 所
(世帯主) 氏 名

印

家屋、土地等を 借りている者	住 所			
	氏 名		居住人数	人
物件の所在				
種別	借家 ・ 借間 ・ アパート ・ 公営住宅 ・ 借地 その他 ()			
家賃等の額	月額 ・ 年額 円 (公益費を除く。)			
参 考 事 項	(貸与条件、家賃等の支払状況その他の特記事項をご記入ください。)			
(注意事項) ・ この証明書は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書の添付書類として、世帯主が寒川町長に対し提出するものです。 ・ 家賃・地代通帳、賃貸借契約書等により家賃等の現在の状況が確認できる場合は、証明者（家主又は地主）の証明を省略し、本証明書を提出できる場合があります。				

上記のとおり証明します。

年 月 日

証 明 者 住 所
(家主又は地主) 氏名

印

第5号様式（第9条関係）

資 産 申 告 書

年 月 日

寒川町長

申請者 住所
(世帯主) 氏名

印

年 月 日現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

現 金 (有 ・ 無)	円					
	金融機関名	本・支店名	口座種類	口座番号	口座名義人	残高(円)
預 貯 金 (有 ・ 無)						

備考

- 1 記載内容が書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記載してください。別紙に記載した場合は、この申告書に添付してください。
- 2 預貯金については、記載内容が確認できる書類（通帳等）を必ずこの申告書に添付してください。添付する書類は、その写しも可とします。
- 3 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定又は実施のため必要があるときは、国民健康保険法第113条の2の規定に基づき、関係先へ調査することがあります。
- 4 偽りその他不正な行為により、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を受けた場合、国民健康保険法第65条第1項の規定により、支払を免れた一部負担金の額の全部又は一部を徴収することがあります。

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

（世帯主名） 様

寒川町長 * * * * 印

国民健康保険一部負担金 減 額 承 認
免除 決定通知書
徴収猶予 不承認

あなたから 年 月 日付で申請のありました一部負担金 減 額
免除
徴収猶予

について、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定区分	☐ 承認	適用区分	☐ 減額（ 割）	☐ 免除	☐ 徴収猶予
		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	☐ 不承認	理 由			

一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（以下「証明書」という。）は、医療機関ごとの交付となります。別の医療機関を受診する際には、一部負担金の支払の前に、必ず証明書の交付を受けてください。

この決定に不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県国民健康保険審査会に審査を請求することができます。

審査請求に対する裁決になお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起こすことができます。①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知に不明な点がありましたら、保険年金課へお問い合わせください。

事務担当 寒川町保険年金課
電話 0467-74-1111

第7号様式（第11条関係）

減 額
一 部 負 担 金 免 除 証 明 書
徴収猶予

被保険者 記号番号	*****	療養の給付を受ける者の 氏名	
		生年月日	・ ・
住 所		世帯主名	
		世帯主との続柄	
傷病名		発病又は負傷年月日	・ ・
適用区分	☐ 減額（ 割） ☐ 免 除 ☐ 徴収猶予		
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
上記のとおり証明する。 年 月 日 寒川町長 * * * * 公印 （保険医療機関名） 様			
問い合わせ先 寒川町保険年金課 電話 0467-74-1111			

【注意事項】

被保険者の方に

- 1 診療を受ける際、この証明書をあらかじめ保険医療機関に提出してください。
- 2 この証明書は暦月ごとに1枚発行されます。

保険医療機関等の方に

- 1 院外処方の場合は、処方箋にこの証明書の写しを添付してください。
保険薬局では、調剤報酬明細書にその写しを添付します。
- 2 診療（調剤）報酬明細書を提出する際に、診療（調剤）報酬明細書の一部負担金欄に該当事項を記入し、本証明書を添付してください。

第8号様式（第12条関係）

（世帯主用）

第 号
年 月 日

（世帯主名） 様

寒川町長 * * * * 印

減 額 変更
一部負担金 免除 の措置を下記のとおり することに決定しましたので通
徴収猶予 取消
知します。

減 額
すでに交付してあります国民健康保険一部負担金 免除 証明書は以後、無効とな
徴収猶予

り使用できません。

被保険者証 記号・番号	※※※※※※※※	一部負担金 の割合	※※割	療養の給付 を受ける者
さきに承認 した減額、 免除、徴収 猶予の内容	割合	期間	年 月 日から 月間	
変更、取消 の内容				
理 由				
摘 要				

この決定に不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県国民健康保険審査会に審査を請求することができます。

審査請求に対する裁決になお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起こすことができます。①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知に不明な点がありましたら、保険年金課へお問い合わせください。

〔 事務担当 寒川町保険年金課
電話 0467-74-1111 〕

第9号様式（第12条関係）

（保険医療機関等用）

第 号
年 月 日

所在地
名 称

様

寒川町長 * * * * 印

減 額 変更
一部負担金 免 除 の措置を下記のとおり することに決定しましたので通
徴収猶予 取消
知します。

減 額
すでに交付してあります国民健康保険一部負担金 免 除 証明書は以後、無効とな
徴収猶予
り使用できません。

被保険者証 記号・番号	* * * * * の割合	一部負担金 の割合	* * 割	療養の給付 を受ける者
さきに承認 した減額、 免除、徴収 猶予の内容	割合	期間	年 月 日から 月 間	
今 回 の 変 更、取消の 内容				
理 由				
摘 要				

この決定についてご不明な点等がある場合は、保険年金課にお問い合わせください。

事務担当 寒川町保険年金課
電話 0467-74-1111

国民健康保険料の不納欠損について

平成23年度国民健康保険料の不納欠損処分について

国民健康保険料は、負担能力に応じて賦課しており、世帯の国保加入状況と所得状況によって計算しているため、全ての世帯に賦課が発生しています。国保加入者は、自営業や無職の人などが多く加入しており景気低迷が続くなか、保険料の納付が滞る者も多くなっています。

その対応として、滞納者への電話催告、口座勧奨、夜間・休日の滞納整理や納付相談窓口の設置を行い、悪質な滞納者に対しては資格証の交付や差押等の滞納処分を実施しています。

また、今年度から徴収アドバイザーの指導により滞納整理の方法をより効果的なものへ変更し、高額滞納者を中心に具体的な滞納処分を検討し、実施しています。これまでも滞納者の生活状況、負担能力を判断し滞納整理を行っていましたが、アドバイザーの指導もあり、より詳細な状況を把握・整理いたしました。それにより、滞納者の納付資力の有無について整理し、資力のある滞納者については、強制執行を行い、資力のない滞納者については、執行停止と同様に適正な形で欠損処分を行うこととなりました。

今後は、滞納者の状況を把握した上で、資力に応じた強制執行および執行停止処分を行い滞納保険料を整理していきます。しかし、国保の保険料の時効は（徴収権の消滅）は2年であり、上記のように資力のない滞納者については、滞納処分もできないため執行停止とした上で、不納欠損を行っていくこととなります。

今年度分の不納欠損の内容は下記のとおりです。

・世帯数	1, 169世帯
------	----------

・金額	163, 593, 376円
-----	----------------

滞納繰越調定額・不納欠損額の推移

年度	滞納繰越調定額(円)	内訳	現年分	不納欠損額(円)
			滞納繰越分	
平成18年度	450,779,362		173,878,532	94,799,399
			276,900,830	
平成19年度	472,975,379		157,191,333	91,078,224
			315,784,046	
平成20年度	472,811,903		151,358,207	98,039,605
			321,453,696	
平成21年度	497,472,311		176,838,222	98,902,862
			320,634,089	
平成22年度	478,796,615		146,081,084	118,189,305
			332,715,531	

収納率を上げるための取り組み

1. 悪質滞納者への対応

- ・資格証明書・短期証の交付

平成13年度より法により義務化され、1年間特別な理由もなく保険料を滞納している者に対しては、資格証明書を交付しています。また、有効期間が短い証（短期証）を交付することで、納付交渉を行い納付を促しています。

(平成24年1月末現在 ・資格証明書：169世帯
・短期証 : 593世帯)

- ・滞納処分の実施

所得や資産があるにもかかわらず、保険料を滞納している悪質な滞納者に対しては給与、預金等の差押えを実施しています。

(平成24年1月末現在 92件)

2. 納付しやすい環境づくり

- ・夜間及び休日納付窓口

滞納整理強化のため、午後7時まで夜間納付窓口を開設しています。また休日納付相談窓口も設けて対応しています。

電話等で連絡がとれない滞納者には、直接自宅を訪問し納付交渉も実施しています。

- ・平成24年度からコンビニ収納導入

金融機関や役場窓口は納付できる時間が制限されるため、平成24年6月からコンビニでも納付ができる予定です。

3. 今年度の滞納整理の状況

- ・アドバイザーの指導による高額滞納者への具体的な強制執行等の実施
- ・収納担当が新設され高額滞納者を中心とした滞納整理を行い、国保・高齢者医療担当の職員についても、初期の滞納者の発生を防ぐための窓口対応の研修を実施（窓口受付票作成等）
- ・生活状況を把握し、多重債務者などについては住民協働担当と連携し弁護士相談案内などを実施。
- ・給与、預金等の従来行っていた差押に加え、過払金差押などを実施
- ・滞納者の資力状況を判断した上での執行停止処分実施予定
- ・滞納者の管理体制強化（来庁予定者の管理や分割納付状況の確認等）

平成23年度 不納欠損処分について

1 不納世帯数 1,169 世帯

2 不納金 163,593,376 円

3 内訳

	町 内		町外(県内)		町外(県外)		計	
	世 帯 数	不納欠損額	世 帯 数	不納欠損額	世 帯 数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額
生活困窮	796	126,526,685	196	18,767,909	54	5,021,960	1,046	150,316,554
居所不明	17	1,728,150	6	649,712	2	448,060	25	2,825,922
職権消除	65	5,732,010	0	0	0	0	65	5,732,010
死 亡	27	3,990,080	2	361,760	0	0	29	4,351,840
その他	4	367,050	0	0	0	0	4	367,050
計	909	138,343,975	204	19,779,381	56	5,470,020	1,169	163,593,376

そ の 他

◆資産割廃止によるシミュレーション

→提示したシミュレーションの中より以下を使用

・シミュレーション① → 応能割と応益割の按分率は現行と変更なし

・シミュレーション③ → 茅ヶ崎市の按分率

・シミュレーション④ → 藤沢市の按分率

※上記シミュレーションをそれぞれA・B・Cとする

◆按分率

	所得割	資産割	均等割	平等割	応能割	応益割
現行	52%	8%	28%	12%	60%	40%
A	60%	0%	28%	12%	60%	40%
B	55%	0%	25%	20%	55%	45%
C	50%	0%	35%	15%	50%	50%

◆保険料率

		所得割	資産割	均等割	平等割
現行	医療分	6.06%	19.00%	21,500	17,500
	支援金分	2.00%	6.40%	7,000	5,700
	介護分	1.60%	5.20%	7,100	3,900
A	医療分	7.01%	0.00%	21,709	17,569
	支援金分	2.33%	0.00%	6,989	5,656
	介護分	1.79%	0.00%	7,183	3,973
B	医療分	6.36%	0.00%	19,383	29,282
	支援金分	2.11%	0.00%	6,240	9,426
	介護分	1.62%	0.00%	6,413	6,621
C	医療分	5.74%	0.00%	27,137	21,961
	支援金分	1.90%	0.00%	8,736	7,070
	介護分	1.46%	0.00%	8,979	4,966

◆所得階層別比較

※所得区分については軽減基準所得の区分なので擬制世帯主の所得も含まれます

※構成率は保険料額合計から各所得階層の保険料額計の割合です

※現行との差は 各比較項目数値 - 現行数値 の値です

※1世帯当たりの負担増減については現行との差の数値を世帯数で除した値で、

合計については現行との差を世帯数で除した値となっています

◎Aとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	A	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	665	75,919,810	75,592,690	5.00%	▲ 327,120	▲ 492
所得無	1,053	29,298,590	21,193,950	1.40%	▲ 8,104,640	▲ 7,697
100万円未満	1,379	107,689,060	98,600,750	6.52%	▲ 9,088,310	▲ 6,591
100万円以上200万円未満	1,905	319,597,110	318,856,900	21.07%	▲ 740,210	▲ 389
200万円以上300万円未満	1,173	304,703,250	316,062,160	20.89%	11,358,910	9,684
300万円以上400万円未満	640	210,385,140	220,027,800	14.54%	9,642,660	15,067
400万円以上500万円未満	353	137,398,670	141,225,780	9.33%	3,827,110	10,842
500万円以上600万円未満	223	89,389,210	93,371,670	6.17%	3,982,460	17,859
600万円以上700万円未満	135	53,200,440	54,589,700	3.61%	1,389,260	10,291
700万円以上800万円未満	112	39,092,250	40,280,610	2.66%	1,188,360	10,610
800万円以上900万円未満	65	30,336,800	30,101,890	1.99%	▲ 234,910	▲ 3,614
900万円以上1000万円未満	43	17,901,650	18,139,640	1.20%	237,990	5,535
1000万円以上	155	85,495,190	85,045,110	5.62%	▲ 450,080	▲ 2,904
合計	7,901	1,500,407,170	1,513,088,650	100.00%	12,681,480	1,605

◎Bとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	B	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	665	75,919,810	81,116,190	5.42%	5,196,380	7,814
所得無	1,053	29,298,590	24,671,260	1.65%	▲ 4,627,330	▲ 4,394
100万円未満	1,379	107,689,060	104,349,800	6.97%	▲ 3,339,260	▲ 2,422
100万円以上200万円未満	1,905	319,597,110	320,173,800	21.39%	576,690	303
200万円以上300万円未満	1,173	304,703,250	307,309,770	20.53%	2,606,520	2,222
300万円以上400万円未満	640	210,385,140	211,059,940	14.10%	674,800	1,054
400万円以上500万円未満	353	137,398,670	134,401,500	8.98%	▲ 2,997,170	▲ 8,491
500万円以上600万円未満	223	89,389,210	88,977,080	5.94%	▲ 412,130	▲ 1,848
600万円以上700万円未満	135	53,200,440	52,637,900	3.52%	▲ 562,540	▲ 4,167
700万円以上800万円未満	112	39,092,250	39,847,480	2.66%	755,230	6,743
800万円以上900万円未満	65	30,336,800	29,759,950	1.99%	▲ 576,850	▲ 8,875
900万円以上1000万円未満	43	17,901,650	17,966,020	1.20%	64,370	1,497
1000万円以上	155	85,495,190	84,558,200	5.65%	▲ 936,990	▲ 6,045
合計	7,901	1,500,407,170	1,496,828,890	100.00%	▲ 3,578,280	▲ 453

◎Cとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	C	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	665	75,919,810	85,703,980	5.77%	9,784,170	14,713
所得無	1,053	29,298,590	26,239,950	1.77%	▲ 3,058,640	▲ 2,905
100万円未満	1,379	107,689,060	107,640,170	7.24%	▲ 48,890	▲ 35
100万円以上200万円未満	1,905	319,597,110	321,515,160	21.63%	1,918,050	1,007
200万円以上300万円未満	1,173	304,703,250	303,393,670	20.41%	▲ 1,309,580	▲ 1,116
300万円以上400万円未満	640	210,385,140	206,564,930	13.89%	▲ 3,820,210	▲ 5,969
400万円以上500万円未満	353	137,398,670	130,055,870	8.75%	▲ 7,342,800	▲ 20,801
500万円以上600万円未満	223	89,389,210	85,463,200	5.75%	▲ 3,926,010	▲ 17,605
600万円以上700万円未満	135	53,200,440	50,410,240	3.39%	▲ 2,790,200	▲ 20,668
700万円以上800万円未満	112	39,092,250	38,643,440	2.60%	▲ 448,810	▲ 4,007
800万円以上900万円未満	65	30,336,800	29,474,850	1.98%	▲ 861,950	▲ 13,261
900万円以上1000万円未満	43	17,901,650	17,599,030	1.18%	▲ 302,620	▲ 7,038
1000万円以上	155	85,495,190	83,917,040	5.64%	▲ 1,578,150	▲ 10,182
合計	7,901	1,500,407,170	1,486,621,530	100.00%	▲ 13,785,640	▲ 1,745

◆所得階層別比較(資産割有世帯のみ)

※所得区分については軽減基準所得の区分なので擬制世帯主の所得も含まれます

※構成率は保険料額合計から各所得階層の保険料額計の割合です

※現行との差は 各比較項目数値 - 現行数値 の値です

※1世帯当たりの負担増減については現行との差の数値を世帯数で除した値で、

合計については現行との差を世帯数で除した値となっています

◎Aとの比較

所得区分	世帯数	保険料額計				
		現行	A	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	95	23,531,800	21,753,030	2.18%	▲ 1,778,770	▲ 18,724
所得無	409	16,691,470	8,498,260	0.85%	▲ 8,193,210	▲ 20,032
100万円未満	723	68,928,700	57,926,180	5.81%	▲ 11,002,520	▲ 15,218
100万円以上200万円未満	1,171	221,102,920	212,288,190	21.28%	▲ 8,814,730	▲ 7,528
200万円以上300万円未満	701	202,787,390	204,005,740	20.45%	1,218,350	1,738
300万円以上400万円未満	396	148,505,040	151,572,770	15.20%	3,067,730	7,747
400万円以上500万円未満	216	102,387,770	102,419,290	10.27%	31,520	146
500万円以上600万円未満	120	61,562,840	62,442,400	6.26%	879,560	7,330
600万円以上700万円未満	73	41,681,740	41,998,220	4.21%	316,480	4,335
700万円以上800万円未満	49	26,496,500	26,632,790	2.67%	136,290	2,781
800万円以上900万円未満	35	21,296,360	20,586,370	2.06%	▲ 709,990	▲ 20,285
900万円以上1000万円未満	23	13,598,130	13,479,750	1.35%	▲ 118,380	▲ 5,147
1000万円以上	114	74,816,800	73,810,630	7.40%	▲ 1,006,170	▲ 8,826
合計	4,125	1,023,387,460	997,413,620	100.00%	▲ 25,973,840	▲ 6,297

◎Bとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	B	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	95	23,531,800	21,800,230	2.23%	▲ 1,731,570	▲ 18,227
所得無	409	16,691,470	9,829,480	1.01%	▲ 6,861,990	▲ 16,777
100万円未満	723	68,928,700	60,687,800	6.22%	▲ 8,240,900	▲ 11,398
100万円以上200万円未満	1,171	221,102,920	212,163,010	21.74%	▲ 8,939,910	▲ 7,634
200万円以上300万円未満	701	202,787,390	197,572,760	20.25%	▲ 5,214,630	▲ 7,439
300万円以上400万円未満	396	148,505,040	144,629,800	14.82%	▲ 3,875,240	▲ 9,786
400万円以上500万円未満	216	102,387,770	96,849,340	9.93%	▲ 5,538,430	▲ 25,641
500万円以上600万円未満	120	61,562,840	59,065,090	6.05%	▲ 2,497,750	▲ 20,815
600万円以上700万円未満	73	41,681,740	40,040,390	4.10%	▲ 1,641,350	▲ 22,484
700万円以上800万円未満	49	26,496,500	26,192,780	2.68%	▲ 303,720	▲ 6,198
800万円以上900万円未満	35	21,296,360	20,310,960	2.08%	▲ 985,400	▲ 28,154
900万円以上1000万円未満	23	13,598,130	13,314,150	1.36%	▲ 283,980	▲ 12,347
1000万円以上	114	74,816,800	73,344,780	7.52%	▲ 1,472,020	▲ 12,912
合計	4,125	1,023,387,460	975,800,570	100.00%	▲ 47,586,890	▲ 11,536

◎Cとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	C	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	95	23,531,800	22,611,150	2.34%	▲ 920,650	▲ 9,691
所得無	409	16,691,470	10,454,630	1.08%	▲ 6,236,840	▲ 15,249
100万円未満	723	68,928,700	62,436,370	6.46%	▲ 6,492,330	▲ 8,980
100万円以上200万円未満	1,171	221,102,920	213,364,190	22.08%	▲ 7,738,730	▲ 6,609
200万円以上300万円未満	701	202,787,390	195,207,340	20.21%	▲ 7,580,050	▲ 10,813
300万円以上400万円未満	396	148,505,040	141,746,470	14.67%	▲ 6,758,570	▲ 17,067
400万円以上500万円未満	216	102,387,770	93,571,700	9.69%	▲ 8,816,070	▲ 40,815
500万円以上600万円未満	120	61,562,840	56,782,700	5.88%	▲ 4,780,140	▲ 39,835
600万円以上700万円未満	73	41,681,740	38,307,280	3.97%	▲ 3,374,460	▲ 46,225
700万円以上800万円未満	49	26,496,500	25,488,050	2.64%	▲ 1,008,450	▲ 20,581
800万円以上900万円未満	35	21,296,360	20,135,940	2.08%	▲ 1,160,420	▲ 33,155
900万円以上1000万円未満	23	13,598,130	13,121,840	1.36%	▲ 476,290	▲ 20,708
1000万円以上	114	74,816,800	72,899,440	7.55%	▲ 1,917,360	▲ 16,819
合計	4,125	1,023,387,460	966,127,100	100.00%	▲ 57,260,360	▲ 13,881

◆所得階層別比較(資産割無世帯のみ)

※所得区分については軽減基準所得の区分なので擬制世帯主の所得も含まれます

※構成率は保険料額合計から各所得階層の保険料額計の割合です

※現行との差は 各比較項目数値 - 現行数値 の値です

※1世帯当たりの負担増減については現行との差の数値を世帯数で除した値で、

合計については現行との差を世帯数で除した値となっています

◎Aとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	A	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	570	52,388,010	53,839,660	10.44%	1,451,650	2,547
所得無	644	12,607,120	12,695,690	2.46%	88,570	138
100万円未満	656	38,760,360	40,674,570	7.89%	1,914,210	2,918
100万円以上200万円未満	734	98,494,190	106,568,710	20.67%	8,074,520	11,001
200万円以上300万円未満	472	101,915,860	112,056,420	21.73%	10,140,560	21,484
300万円以上400万円未満	244	61,880,100	68,455,030	13.27%	6,574,930	26,946
400万円以上500万円未満	137	35,010,900	38,806,490	7.53%	3,795,590	27,705
500万円以上600万円未満	103	27,826,370	30,929,270	6.00%	3,102,900	30,125
600万円以上700万円未満	62	11,518,700	12,591,480	2.44%	1,072,780	17,303
700万円以上800万円未満	63	12,595,750	13,647,820	2.65%	1,052,070	16,700
800万円以上900万円未満	30	9,040,440	9,515,520	1.85%	475,080	15,836
900万円以上1000万円未満	20	4,303,520	4,659,890	0.90%	356,370	17,819
1000万円以上	41	10,678,390	11,234,480	2.18%	556,090	13,563
合計	3,776	477,019,710	515,675,030	100.00%	38,655,320	10,237

◎Bとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	B	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	570	52,388,010	59,315,960	11.38%	6,927,950	12,154
所得無	644	12,607,120	14,841,780	2.85%	2,234,660	3,470
100万円未満	656	38,760,360	43,662,000	8.38%	4,901,640	7,472
100万円以上200万円未満	734	98,494,190	108,010,790	20.73%	9,516,600	12,965
200万円以上300万円未満	472	101,915,860	109,737,010	21.06%	7,821,150	16,570
300万円以上400万円未満	244	61,880,100	66,430,140	12.75%	4,550,040	18,648
400万円以上500万円未満	137	35,010,900	37,552,160	7.21%	2,541,260	18,549
500万円以上600万円未満	103	27,826,370	29,911,990	5.74%	2,085,620	20,249
600万円以上700万円未満	62	11,518,700	12,597,510	2.42%	1,078,810	17,400
700万円以上800万円未満	63	12,595,750	13,654,700	2.62%	1,058,950	16,809
800万円以上900万円未満	30	9,040,440	9,448,990	1.81%	408,550	13,618
900万円以上1000万円未満	20	4,303,520	4,651,870	0.89%	348,350	17,418
1000万円以上	41	10,678,390	11,213,420	2.15%	535,030	13,050
合計	3,776	477,019,710	521,028,320	100.00%	44,008,610	11,655

◎Cとの比較

		保険料額計				
所得区分	世帯数	現行	C	構成率	現行との差	1世帯当たりの負担増減
未申告世帯	570	52,388,010	63,092,830	12.12%	10,704,820	18,780
所得無	644	12,607,120	15,785,320	3.03%	3,178,200	4,935
100万円未満	656	38,760,360	45,203,800	8.68%	6,443,440	9,822
100万円以上200万円未満	734	98,494,190	108,150,970	20.78%	9,656,780	13,156
200万円以上300万円未満	472	101,915,860	108,186,330	20.79%	6,270,470	13,285
300万円以上400万円未満	244	61,880,100	64,818,460	12.45%	2,938,360	12,042
400万円以上500万円未満	137	35,010,900	36,484,170	7.01%	1,473,270	10,754
500万円以上600万円未満	103	27,826,370	28,680,500	5.51%	854,130	8,293
600万円以上700万円未満	62	11,518,700	12,102,960	2.33%	584,260	9,424
700万円以上800万円未満	63	12,595,750	13,155,390	2.53%	559,640	8,883
800万円以上900万円未満	30	9,040,440	9,338,910	1.79%	298,470	9,949
900万円以上1000万円未満	20	4,303,520	4,477,190	0.86%	173,670	8,684
1000万円以上	41	10,678,390	11,017,600	2.12%	339,210	8,273
合計	3,776	477,019,710	520,494,430	100.00%	43,474,720	11,513